

LAN 配線及び無線アクセスポイント増設委託契約書（案）

沖縄県立北部農林高等学校 校長 屋嘉比仁（以下「甲」という。）と、○○○（以下「乙」という。）との間において、LAN 配線及び無線アクセスポイント増設委託契約（以下「増設業務」という。）を次のとおり締結する。

第 1 条（業務内容）

- 甲は増設業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、別紙仕様書に基づき設置業務を実施するものとする。

第 2 条（履行期間）

履行期間は契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日までとする。

第 3 条（契約金額）

本契約金額○○○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額○○○○円）
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

第 4 条（支払方法）

甲は、乙から正当と認める請求書を受理した日から 30 日以内に、請求金額を乙の指定する金融機関の乙名義の預金口座に支払うものとする。

第 5 条（契約保証金）

契約保証金は○○○○円とする。

契約保証金は沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第○○号により免除とする。

第 6 条（業務履行）

乙は、業務履行について技術上の管理を統括する業務連絡代理人を定めるものとする。

第 7 条（権利義務の譲渡の禁止）

乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者へ譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合にあっては、この限りではない。

第8条（再委託の禁止）

甲は増設業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合にあっては、この限りではない。

第9条（履行遅滞）

乙の責めに帰すべき理由により委託期間満了の時までに増設業務を完了することができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるとときに、甲は乙から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 前項の違約金は、乙の延滞日数に応じ、契約金額に対し沖縄県財務規則第109条の1に定める割合の金額とする。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

第10条（調査の実施）

甲は、乙に対して必要と認めるときは、増設業務の処理状況について調査を実施、又は報告を求めることができる。

第11条（業務内容の変更）

甲は、必要に応じ増設業務の内容を変更し、又は一時中止しさせることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるもとする。

第12条（業務完了報告書）

乙は、増設業務を完了したときは業務完了報告書等を甲に提出しなければならない。

第13条（契約解除）

甲は、次に挙げる場合においてはこの契約を解除することができるものとし、乙の違反により甲に損害を及ぼしたときは、乙はその責を負うものとする

- 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき
- この契約の履行について、不正又は不当な行為があったとき
- 乙の責めに帰する事由によりこの契約を履行することができない場。
- 甲の承諾なくこの契約により得た権利もしくは義務を他人に委任又は譲渡したとき

2 甲は、前項により契約を解除する場合は、文書により相手方に通知するものとする。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年

- 法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき

第14条(下請負契約等に関する契約解除)

- 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第15条(不当介入に関する通報・報告)

乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第16条(損害賠償)

乙は、増設業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、増設業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

第17条(機密の取扱い)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。本規程は本契約終了後も存続する。

第18条(個人情報の取扱い)

乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第 19 条（協議事項）

この契約に定めのない事項は、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県名護市字宇茂佐 13 番地
沖縄県立北部農林高等学校
校長 屋嘉比 仁

乙

LAN 配線及び無線アクセスポイント設置委託 契約内訳書

| 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|---------------|----|----|----|----|
| 作業費 | 1 | 式 | | |
| 材料費 | 1 | 式 | | |
| 諸経費 | 1 | 式 | | |
| アクセスポイント | 5 | 台 | | |
| 8 ポート L2 スイッチ | 3 | 台 | | |
| 小計 | | | | |
| 消費税 | | | | |
| 合計 | | | | |

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、隨時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、乙が負担するものとする